

## 行動計画

社員が仕事と家庭を両立させることができる、働きやすい環境を作ることによって、社員が充実した社会生活を送るため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間

### 2. 内容

目標 子供の看護休暇を時間単位で取得できる制度の推進

### 3. 対策

令和7年11月1日以降の朝礼で定期的に制度の説明を行う